

平成21年12月25日
筑波大学

本学職員の懲戒処分について

このたび筑波大学では、本学病院総務部付職員（前医事課栄養管理室長）
西村 欣也（50歳）を本日（平成21年12月25日）付けて懲戒解雇
としましたので報告いたします。

懲戒処分の理由は以下のとおりです。

同人は、平成19年4月頃から平成20年10月にかけて、附属病院の取引先業者に対し、実際には食材が納品されていないにもかかわらず、あたかもこれを納品したかのように装った虚偽の内容を記載した納品書の作成を指示し、自ら納品検収の署名を行い、これらの納品書を本学に提出し、業者に不正に代金を請求させ、本学に300万円余の損害を与えました。

また、同人は、平成18年7月頃、附属病院の取引先業者から職務に関して30万円を受領していました。

さらに、平成20年9月から平成21年2月にかけて、同人は本学に届出を行わず民間企業の事業に従事し報酬を得、また、本学に職務上の出張であるとの届出を行い、本学から旅費の支給を受けながら、企業等からの依頼に基づき講演を行い報酬を得ていました。

上記の行為は社会的に許されるものではなく、また、国立大学法人の職員としてあるまじき非行であり、本学の信用を著しく傷つけました。

また、本学では、本事案に係る会計または服務上の管理監督責任を問い、上司ら7名（当時の上司を含む。）に対し、戒告、訓告及び嚴重注意の処分を行いましたので、併せて報告いたします。

今回の事態に至ったことは誠に遺憾であり、さらに、契約業務の厳格化と適正化について徹底を図るとともに、物品発注・納品検収の手続き等についての再発防止策に取り組み、全学をあげて信頼回復に努める所存です。